

# 下水道使用料の改定について

答 申

平成20年9月  
行田市下水道事業運営審議会

平成20年9月11日

行田市長 工藤正司様

行田市下水道事業運営審議会  
会長 大河原梅夫

下水道使用料の改定について（答申）

平成20年5月29日付け行下第243号で諮問を受けた「下水道使用料の改定について」、当審議会では審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

はじめに.....	1
1. 下水道使用料の対象経費の考え方について .....	3
(1) 公費で負担する費用 .....	3
(2) 私費で負担する費用 .....	3
2. 下水道使用料体系について.....	4
(1) 基本使用料 .....	4
(2) 従量区分 .....	4
(3) 浴場汚水.....	5
(4) 節水への対応.....	5
公共下水道使用料の額.....	6
3. 下水道使用料の算定期間について.....	7
4. 下水道使用料の改定について .....	8
5. 下水道事業の健全経営について .....	10
(1) 建設投資費 .....	10
(2) 管理運営費 .....	10
(3) 不明水の削減.....	11
6. 要 望 事 項.....	12
おわりに.....	13

## 附属資料

1. 諮問（写）
2. 行田市下水道事業運営審議会条例
3. 行田市下水道事業運営審議会委員名簿
4. 行田市下水道事業運営審議会使用料審議経過
5. 参考資料

## はじめに

下水道は、市民が健康で快適な生活を営んでいくために、欠くことのできない重要な都市施設であり、清潔で快適な生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的としています。

行田市公共下水道事業は、昭和25年に事業認可を受け管渠整備工事に着手し、昭和43年には、緑町に建設された下水終末処理場の完成により一部供用開始となりました。また、昭和56年4月には県の荒川左岸流域下水道元荒川処理センター（桶川市）の完成に伴い、下水の一部を同センターに送水を開始しました。その後、埼玉県が策定した荒川左岸北部流域下水道の計画、下水道整備促進地域の拡大等の変更を経て、現在は行政区域面積6,737haのうち2,855haを下水道計画区域として設定しており、平成19年度末における公共下水道を使用することができる処理区域面積は854ha、下水道普及率は51.8%となっております。この普及率は、平成19年度末の埼玉県全体の普及率74.5%より低く、早期の整備が強く望まれています。

一方、下水道の整備には相当の年月と多額の費用を必要とし、また諸施設を適切に維持管理し、その機能を十分に発揮させるためには下水道事業の財政基盤の確立が最も重要です。

下水道事業の重要な財源である現在の下水道使用料は、平成9年度に定めた同年度から11年度まで3年間の収支計画に基づくものであり、この間、11年間同じ使用料体系となっております。

今後の事業進展に伴う資本費（地方債の元利償還金）及び維持管理費が増大する一方で、行田市では、教育費や医療費負担の増加による扶助費の増額等による一般会計予

算の歳出増額等により、一般会計からの繰出金が抑制傾向にあることから、下水道事業の財政収支の見直しを行う必要があります。

そこで、経費負担のあり方を含めた収支計画を検討し、今後の適正な下水道使用料を定めることが緊急の課題であります。

このことから、平成20年5月29日に市長から「下水道使用料の改定について」諮問を受け、適正な経費負担の原則による下水道使用料を定めるため、関係資料等を十分検討しつつ、慎重に審議を重ね、ここに一定の結論を得たので、次のように答申します。

## 1. 下水道使用料の対象経費の考え方について

下水道事業の管理運営に係る経費は、維持管理費と資本費に分けられる。これらのうち、雨水に係る経費は公費、汚水に係る経費は私費とする従来の考え方を基本とするとともに、総務省が定めているいわゆる繰出基準を準用し、次のとおり定めることが適当である。

### (1) 公費で負担する費用

- ア 雨水処理に要する経費
- イ 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- ウ 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- エ 不明水の処理に要する経費
- オ 高度処理に要する経費
- カ 分流式下水道等に要する経費
- キ 流域下水道の建設に要する経費

### (2) 私費で負担する費用

汚水に係る維持管理費の全額は、下水道使用料対象経費とする。一方、資本費については全額を対象とすべきであるが、使用者への著しい負担増となるため、資本費への下水道使用料の算入率を一定の範囲で定めた。

## 2. 下水道使用料体系について

本市の現行下水道使用料体系は、基本使用料制度、従量制度及び累進制度を併せた使用料体系を採用しており、用途別排水区分としては「一般用」及び「公衆浴場用」に分類している。

下水道使用料の一般用の基本使用料については、月あたり10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>までの使用水量を基本水量としており、累進制度は超過料金として7ランクの階層を設け、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる体系を採用している。

### (1) 基本使用料

基本使用料の基本水量については、月あたり10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>までを基本料金としているが、現在、核家族化によるお年寄りや単身の世帯など、月あたりの使用水量が10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>未満の利用者が増加している。10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>未満の少ない使用でも同じ基本料金となるため、不公平感が生じている。このため少ない使用量に見合った使用料となるよう基本水量を引き下げる必要がある。

このため、基本使用料については、現行の「0～10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで 700円」を「0～8<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで 590円」に変更し、高齢者世帯や単身者世帯などの負担を軽減するとともに、節水に対する市民の意識が働きやすくなるように配慮した。

### (2) 従量区分

現行料金体系は、従量水量料金部分を7段階に区分し、現行の「10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を超え30<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで」、「30<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を超え50<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで」、「50<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を超え100<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで」、「100<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を超え200<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで」、「200<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を超え500<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで」、「500

m<sup>3</sup>を超え1000m<sup>3</sup>まで」及び「1000m<sup>3</sup>を超える」を、「8m<sup>3</sup>を超え30m<sup>3</sup>まで」、「30m<sup>3</sup>を超え50m<sup>3</sup>まで」、「50m<sup>3</sup>を超え100m<sup>3</sup>まで」、「100m<sup>3</sup>を超え200m<sup>3</sup>まで」、「200m<sup>3</sup>を超え500m<sup>3</sup>まで」、「500m<sup>3</sup>を超え1000m<sup>3</sup>まで」及び「1000m<sup>3</sup>を超える」の7区分に改定し、今回の基本使用料に賦与する基本水量は、現在の10m<sup>3</sup>までを8m<sup>3</sup>に改定し、新たな区分とすることで、使用水量に見合った料金となる。

### (3) 浴場汚水

公衆浴場は、地域住民の公衆衛生上必要不可欠な施設であり、地域住民の公衆浴場利用の確保のため、公衆浴場の経営の安定は欠かせない。今回の改定により公衆浴場に下水道使用料の新たな負担を求めることは、公衆浴場の経営に影響を及ぼすものとなると判断されることから、公衆浴場の下水道使用料については、据え置くこととする。

### (4) 節水への対応

近年、都市の発展とともに水資源の確保の難しさが指摘され、我が国においても大都市においてたびたび湯水に見舞われることがあり、一方、水道水を作るにも多大なエネルギーが投入されていることから節水への取組が行われている。

節水は、CO<sub>2</sub>の削減にもなり環境にやさしい行動とされており、環境保全や地球温暖化対策として有効な役割を果たし、良好な水環境の形成を図ることとなる。



### 公共下水道使用料の額

区 分		現行	改定区分	改定案	改定幅	改定率	
一 般 汚 水	基本使用料	0m3を超え10m3まで	700円	0m3を超え8m3まで	590円	110	15.7%
	超 過 汚 水 排 除 量 1 m <sup>3</sup> につ き	10m3を超え30m3まで	90円	8m3を超え30m3まで	105円	15	16.7%
		30m3を超え50m3まで	100円	30m3を超え50m3まで	125円	25	25.0%
		50m3を超え100m3まで	110円	50m3を超え100m3まで	135円	25	22.7%
		100m3を超え200m3まで	120円	100m3を超え200m3まで	150円	30	25.0%
		200m3を超え500m3まで	130円	200m3を超え500m3まで	160円	30	23.1%
		500m3を超え1,000m3まで	140円	500m3を超え1,000m3まで	170円	30	21.4%
		1,000m3を超えるもの	150円	1,000m3を超えるもの	180円	30	20.0%
浴 場 汚 水	汚水排除量 1m3につき	0m3を超え500m3まで	35円	0m3を超え500m3まで	35円	現行のとおり	——
		500m3を超え1,000m3まで	40円	500m3を超え1,000m3まで	40円		——
		1,000m3を超えるもの	45円	1,000m3を超えるもの	45円		——

消費税等は含まれない。

区 分		現行		改定案	改定幅	改定率
一般家庭	1ヶ月20m3使用時	1,680円		1,942円	262	15.6%

### 3 . 下水道使用料の算定期間について

下水道使用料は、日常生活に密着した料金であり、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたって期間を算定することは、経済の変動等による予測の確実性を失うことになる。

このことから、今回の算定期間は、平成 2 1 年度から 2 4 年度までの 4 年間とする。

また、今後の厳しい財政状況下においては、下水道使用料の改定については社会情勢の変化に対応して、定期的な見直しを行うことが必要であり、概ね 3 年から 5 年とされている算定期間を短縮することを妨げない。

#### 4 . 下水道使用料の改定について

下水道使用料対象経費である汚水に係る維持管理費及び資本費は、下水道使用料で賄うことが原則であるが、下水道が整備されることによる受益の範囲、効果等を総合的に判断して、下水道使用料が使用料対象経費に算入する割合を定めることとした。

前回の下水道使用料の改定にあっては、下水道使用料対象経費に下水道使用料を算入する割合を維持管理費に100%、資本費に12.4%としている。

今回の下水道使用料改定の見直しに当たっては、下水道経営の基本原則と排水需要構造の変化への対応等を踏まえた。

このため、今後も小口使用者への需要シフトが続き、下水道事業の経営に影響を与えることが予測されることから、下水道事業に係るコストをどのように負担していくのか、また、下水道事業は、地方財政法第6条で公営企業と位置づけられており、下水道使用料をもって充てなければならないという独立採算を原則とする事業であること等を踏まえ、使用料負担の急激な変化が起こらないことも重要な視点とした。

使用料対象経費の増額要因を見てみると、維持管理費に比べ重要事業として実施した整備拡大による資本費（元利償還金）の増加によるところが大きく、この資本費増加分を全て使用者に求めることは影響が大きいと思われるが、独立採算により近づけるため資本費算入率を高めるとともに、平成21年度から24年度の収支状況等を勘案し、下水道使用料を算入する割合を維持管理費に100%、資本費に34.3%とし、平均改定率を17.4%とした。

このため、後述する「下水道事業の健全経営について」を精力的に取り組み、経費の節減及び収入の増加を図り、公費負担分の削減を図ることが重要である。

なお、改定の実施時期は、下水道事業の財政事情及び平成9年度以来改定が行われていないことを勘案すると、改定時期を平成21年4月1日とすることは、妥当であるという結論に達した。

## 5 . 下水道事業の健全経営について

下水道事業は、供用開始までに長期の建設期間と多額の投資を必要とするものであり、その経費のうち汚水処理に係る部分は、資本費も含め下水道使用料で回収することから、建設投資及び管理運営費については、計画的かつ効率的に行われる必要がある。

### ( 1 ) 建設投資費

下水道事業の建設投資は、限られた財源の中で最大の効果が得られるよう効率的・効果的な事業執行を進める必要がある。

下水道事業の建設コストの縮減については、設計基準の見直し、工事の平準化等を既の実施しているが、更なるコスト縮減を推進するためには、下水道工事の計画から設計、発注及び施工に至る事業執行プロセス全体にわたって、将来のランニングコストを含めたコスト縮減に資する諸施策に取り組む必要がある。

### ( 2 ) 管理運営費

下水道事業の管理運営の効率化は、施設の利用効率を最大限に高め、施設的能力に見合う有収水量を確保することが最も重要なことである。

末端管渠が整備されているにもかかわらず排水設備の設置や水洗便所への切替えが行われない場合には、公共下水道の本来の機能が十分発揮されないばかりでなく、施設の利用効率が低下し、投資の回収が困難となる恐れがある。

このため、下水道未接続者の解消に取り組み、水洗化率の向上を図ることに

より下水道使用料を確保することが重要である。また、下水道使用料の徴収については、収納率の向上を図るよう最大限の努力をすることも必要である。

維持管理費(ポンプ場管理運営費及び管渠の維持管理費)の縮減については、諸施策を積極的に展開するとともに、効率的な水処理の運転管理、光熱費の削減、機器修繕のコスト縮減など、経費の徹底的な抑制を図る必要がある。

### (3) 不明水の削減

本市では、流域下水道への流入量に応じて、その維持管理に要する費用を負担しているため、不明水を減らすことが汚水処理経費削減につながる。

このため、計画的な調査・補修を進め、管渠の破損、老朽化等による地下水の流入などを抑制し、汚水処理経費の削減を図る必要がある。

不明水とは、下水道施設に流入する排出元が明確でない雨水や地下水などで、流域幹線へ流入する汚水処理水量から使用料対象となる有収水量を除いた残りの水量をいい、降雨によるマンホールなどの蓋穴からの流入や管渠の破損箇所・継ぎ手部分からの流入が主な原因といわれている。

## 6. 要望事項

- (1) 長期景気低迷の厳しい社会・経済情勢のもとでの下水道使用料の改定は、直接市民生活に及ぼす影響が大きいことから、改定の趣旨、内容等を市民に十分理解していただくための周知期間をとり、効果的な広報活動に努められたい。
- (2) 下水道使用料が他の生活排水処理施設に比べて適正な水準にあることが必要であり、生活排水処理施設整備計画、公共下水道事業中期経営計画等の適正な基準に基づき整備・維持管理を行い、下水道使用料算定対象経費である維持管理費や資本費が過大にならないように留意していただきたい。
- (3) 下水道は、生活環境の改善や水環境の保全を図る上で、大きな役割を果たしている。行田市においても、今後ますますの普及が求められていることから、下水道整備の重要性について市民の理解と関心を深めることを目的とした啓発活動を一層推進していただきたい。
- (4) 景気の長期低迷、原材料価格の高騰、住民意識の多様化など社会経済情勢の変化のもとで、下水道使用料の改定は市民に負担を求めることになるので、一般家庭分については、改定幅をできる限り圧縮しその負担増加の軽減を図ると共に、今後、使用者間の負担の公平性を考慮した合理的な使用料とし、定期的な使用料の見直しを含めた一層の経営努力を行うことを、市当局に要望するものである。

## おわりに

下水道事業は、重要な社会資本という公共的側面を有する一方、公営企業(電気、ガス、水道等)と同様に受益者からの料金によって賄われる事業であり、効率的な経営によって住民福祉に寄与すべきことから、可能な限り経済性を追求すべき事業である。

本市においても、その運営に当たっては、積極的に「民間委託」、「建設・維持管理コスト縮減」等が図られているが、今後とも、歳出を節減し事業の合理化に努め、住民負担を極力軽減するために可能な限り経費の抑制を図る必要がある。

当審議会は、市長から諮問された下水道使用料の改定について、使用者が負担すべき経費と公費で負担すべき経費との区分のあり方、市民生活に対する影響等を検討し、平成21年度から24年度までの4年間の下水道使用料を答申する。

今回の使用料の改定においては、資本費への算入率を一定の範囲で定めることとした。改定率を抑えることにより、使用料の著しい負担の増加を緩和することとし、一部公費負担とするものであるが、公費負担率の削減により下水道事業の健全性を維持しようとするものである。

なお、資本費算入率については、下水道の整備状況、社会及び経済情勢の動向を踏まえながら、次回以降においても可能な限り見直しを行っていく必要があると考えられる。



# 附 属 资 料

## 1 諮 問（写）

行下第 243 号  
平成20年5月29日

行田市下水道事業運営審議会  
会長 大河原 梅夫 様

行田市長 工藤 正 司

### 下水道使用料の改定について（諮問）

下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

### 記

本市の下水道事業は、「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資すること」を目的として事業を進めております。整備の状況については、行政人口の約半数の方が下水道を利用できる状況となっております。

しかしながら、施設の維持管理費及び下水道建設費用として借入れを行いました起債の償還費用が多額となっていることにより、事業の健全な経営を図るために、平成19年度において各審議会委員の皆様のご審議のもと、「行田市下水道事業中期経営計画」を策定したところであります。

ついでには、この計画に基づき収支の均衡を見直し、下水道使用料の適正な改定を実施するため、貴審議会に諮問するものであります。

## 2. 行田市下水道事業運営審議会条例

平成 19 年 3 月 30 日  
条例第 15 号

(設置)

第 1 条 行田市下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、行田市下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 受益者代表等

(任期及び失職)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 号により委嘱された委員は、任期の中途においてその職の任期が満了し、又は失職したときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、都市整備部下水道課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### 3. 行田市下水道事業運営審議会委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	大河原 梅夫	市議会議員
副 会 長	佐々木 賢也	受益者代表
委 員	野口 啓造	市議会議員
委 員	田尻 要	学識経験者
委 員	萩原 文雄	学識経験者
委 員	酒巻 和彦	学識経験者
委 員	石塚 二郎	受益者代表
委 員	堀口 信次	受益者代表
委 員	宮川 圭子	受益者代表
委 員	大崎 正二	受益者代表

#### 4 行田市下水道事業審議会使用料審議経過

	開催年月日	開催場所	審議の内容
第1回運営審議会	H20.5.29	市役所2階 203会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道使用料改定の必要性</li> <li>・下水道経営の現状</li> <li>・下水道使用料徴収状況</li> </ul>
第2回運営審議会	H20.6.27	水道庁舎2階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道使用料改定の考え方</li> <li>・下水道使用料改定の課題</li> <li>・下水道使用料の基本的考え方</li> <li>・行田市の使用料改定状況</li> </ul>
第3回運営審議会	H20.7.31	水道庁舎2階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行田市の下水道使用料</li> <li>・下水道使用料の改定案比較</li> <li>・下水道使用料体系のあり方</li> <li>・基本使用料を改定する(案)</li> </ul>
第4回運営審議会	H20.9.4	水道庁舎2階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「下水道使用料改定について」 答申案の検討</li> </ul>

## 参 考 资 料

## 改定後の1ヶ月の使用水量と使用料

使用水量	世帯数 (件)	現行使用料	使用水量	改定案	改定幅	改定率
0 m3	302	700	0 m3	590	-110	-15.7%
1 m3	177	700	1 m3	590	-110	-15.7%
2 m3	129	700	2 m3	590	-110	-15.7%
3 m3	120	700	3 m3	590	-110	-15.7%
4 m3	125	700	4 m3	590	-110	-15.7%
5 m3	138	700	5 m3	590	-110	-15.7%
6 m3	144	700	6 m3	590	-110	-15.7%
7 m3	157	700	7 m3	590	-110	-15.7%
8 m3	158	700	8 m3	590	-110	-15.7%
9 m3	171	700	9 m3	695	-5	-0.7%
10 m3	182	700	10 m3	800	100	14.3%
11 m3	192	790	11 m3	905	115	14.6%
12 m3	193	880	12 m3	1,010	130	14.8%
13 m3	182	970	13 m3	1,115	145	14.9%
14 m3	190	1,060	14 m3	1,220	160	15.1%
15 m3	200	1,150	15 m3	1,325	175	15.2%
16 m3	195	1,240	16 m3	1,430	190	15.3%
17 m3	205	1,330	17 m3	1,535	205	15.4%
18 m3	205	1,420	18 m3	1,640	220	15.5%
19 m3	200	1,510	19 m3	1,745	235	15.6%
20 m3	198	1,600	20 m3	1,850	250	15.6%
	合計 3,763					
25 m3	2,090	2,050	25 m3	2,375	325	15.9%
30 m3		2,500	30 m3	2,900	400	16.0%
35 m3	4,401	3,000	35 m3	3,525	525	17.5%
40 m3		3,500	40 m3	4,150	650	18.6%
45 m3		4,000	45 m3	4,775	775	19.4%
50 m3		4,500	50 m3	5,400	900	20.0%
60 m3	4,437	5,600	60 m3	6,750	1,150	20.5%
70 m3		6,700	70 m3	8,100	1,400	20.9%
80 m3		7,800	80 m3	9,450	1,650	21.2%
90 m3		8,900	90 m3	10,800	1,900	21.3%
100 m3		10,000	100 m3	12,150	2,150	21.5%
150 m3	581	16,000	150 m3	19,650	3,650	22.8%
200 m3		22,000	200 m3	27,150	5,150	23.4%
250 m3	210	28,500	250 m3	35,150	6,650	23.3%
300 m3		35,000	300 m3	43,150	8,150	23.3%
400 m3		48,000	400 m3	59,150	11,150	23.2%
500 m3		61,000	500 m3	75,150	14,150	23.2%
600 m3	151	75,000	600 m3	92,150	17,150	22.9%
700 m3		89,000	700 m3	109,150	20,150	22.6%
800 m3		103,000	800 m3	126,150	23,150	22.5%
900 m3		117,000	900 m3	143,150	26,150	22.4%
1,000 m3		131,000	1,000 m3	160,150	29,150	22.3%
2,000 m3	240	281,000	2,000 m3	340,150	59,150	21.0%
3,000 m3		431,000	3,000 m3	520,150	89,150	20.7%
4,000 m3		581,000	4,000 m3	700,150	119,150	20.5%
5,000 m3		731,000	5,000 m3	880,150	149,150	20.4%
10,000 m3		1,481,000	10,000 m3	1,780,150	299,150	20.2%
20,000 m3		2,981,000	20,000 m3	3,580,150	599,150	20.1%